

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、縫製工として就労していたが、平成〇年〇月〇日、業務を終え、自己所有の軽自動車を運転して帰宅する途中、急停車した先行車に追突して（以下「本件事故」という。）負傷した。請求人は、翌〇日、C病院を受診し、以後、複数の医療機関において療養し、「頸椎捻挫、腰背部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は通勤によるものと認め、これらを支給してきたが、監督署長は、平成〇年〇月〇日をもって治癒とした。

請求人は、その後も療養のための休業が必要であったとして、監督署長に、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、通勤による負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。

(2) D医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「治療内容は、頸部、腰部痛、投薬、物療、トリガー注射、他院での精査等であり、改善状況については、一進一退である。」と述べている。

また、地方労災医員E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「診療記録等を踏まえて、医療機関へ頻回通院し、検査、投薬、トリガーポイント注射等の治療が行われているが、長期間加療しても治療効果が見られず、症状に変化がみられないとすれば、平成〇年〇月〇日以前に治療の効果が期待できない状態に達していたものであり、少なくとも、同日において症状固定していたことが認められる。」と述べている。

(3) 当審査会としても、改めて一件記録を精査したところ、請求人の症状は一進一退を繰り返しており、対症療法に終始している治療経過等から、「少なくとも、平成〇年〇月〇日において症状固定していたことが認められる。」としたE医師の意見は妥当であり、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治癒していたものと判断する。

なお、請求人は、公開審理当日時点においても本件傷病は治癒していないと主張するが、その主張は本件傷病によるとする症状が現在も続いていることを指摘するにとどまるものであり、採用することはできない。

- (4) 以上のとおり、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治癒していることから、治癒後の休業給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。